

○消費者庁告示第九号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、既存添加物名簿の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から施行する。

令和七年八月二十五日

消費者庁長官 堀井 奈津子

既存添加物名簿の一部を改正する告示

既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第二百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。